

令和3年8月10日

産科医療機関の皆様へ

公益社団法人日本産科婦人科学会
理事長 木村 正
公益社団法人日本産婦人科医会
会長 木下 勝之
公益社団法人日本新生児成育医学会
理事長 早川 昌弘

**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）第5波
医療体制のひっ迫に際しての妊婦のコロナ感染症に対する対応のお願い
（続報）**

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の爆発的な感染拡大によって、連日、多くの都道府県で、若い世代を中心に新規感染者数が過去最高を更新する勢いで増加しております。そのため、新規感染者数の推移と並行して、新型コロナウイルス陽性妊婦も急増しています。

これまで日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、日本産婦人科感染症学会「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応（第5版）（2020.9.2発行）」、および日本新生児成育医学会「新型コロナウイルス感染症に対する出生後早期の新生児の対応について（第4版）（2020.10.19発行）」にて指針を示してまいりましたが、この数週間の感染拡大状況は周産期医療の逼迫状況が一段階進んでおります。

そこで、第5波のような感染拡大状況下での新型コロナウイルス陽性妊婦と、その母親から出生した新生児の取り扱いについて、これまで公表されている通達や指針について整理しましたので、再度ご確認いただき、医療資源を最大限有効に使えるようにご協力をお願い申し上げます。

1. 新型コロナウイルス陽性妊婦の管理

厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き第5.2版」（1）では、妊娠後期が重症化リスク因子であることが示されて、妊婦は入院勧告の対象とされています。

一方で、厚生労働省が示す「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その10）」（2）では、「病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお病床がひっ迫する場合には、①から⑧のいずれか（⑤が妊婦）に該当する場合であっても、医師が入院の必要がないと判断した場合には、かつ宿泊療養（適切な場合は自宅療養）

において丁寧な健康観察を行える場合には、宿泊療養・自宅療養としても差し支えない」とされております。

第5波の中では、一般コロナ病床が高次医療機関でも満床になりつつあり、ひっ迫している状況であることから、妊婦であっても、上記条件を満たす場合は、宿泊療養・自宅療養としても差し支えありません。無症状/軽症の場合、妊娠初期/中期では、妊婦の不安に寄り添いながら、日々の健康チェックを電話等で実施し、宿泊療養・自宅療養でのご対応をご検討ください。

2. 新型コロナウイルス陽性妊婦から出生した新生児の管理

新型コロナウイルス陽性妊婦から出生した新生児を、新生児科で受け入れできないために、妊婦の搬送先が見つからない事例が発生しております。厚生労働省から発行された診療の手引きには、新型コロナウイルス陽性妊婦から出生した新生児の扱いについての記載はありません。

現時点では、日本新生児成育医学会が2020年10月に発行した「新型コロナウイルス感染症に対する出生後早期の新生児への対応について」(3)に基づいて、以下のようにご対応いただきますようお願い申し上げます。

- 1) 新型コロナウイルス陽性が判明している妊婦では、出生直後から母親から新生児を隔離し、保育器隔離もしくはコホート隔離することによって、新生児は濃厚接触者扱いとはなりません。ただし、分娩時に妊婦が新型コロナウイルス陽性であることを知らずに早期母子接触や直接授乳などすでに濃厚接触している場合は濃厚接触者として扱います。
- 2) 分娩直後から新生児を適切に隔離しておけば、母子間の垂直感染もしくは水平感染は稀であると考えられます(4)。しかし、可能性がゼロとは言えないことから、生後24時間以内と48時間以降の2回PCRまたはLAMPなどの核酸増幅検査(鼻咽頭ぬぐい液が推奨される)を行い、2回陰性が確認できれば、保育器隔離やコホート隔離は解除できます。出生直後は陰性でもその後に陽性となる報告があることから、生後24時間以内と48時間以降の2回検査が推奨されていますが、事情がある場合には24-48時間の検査1回だけでも許容されます。

保健所等で、新型コロナウイルス陽性妊婦から出生した新生児を濃厚接触者扱いするように指導していることがあるようですが、その根拠となる厚生労働省からの通達や関連学会からの指針はありません。上記の日本新生児成育医学会からの指針に準拠され、ご対応いただき、地域の保健所や産科-新生児科間で連携していただきますようお願い申し上げます。

以上

参考文献：

- (1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き第5.2版
厚生労働省、2021.7.30 発行
<https://www.mhlw.go.jp/content/000815065.pdf>
- (2) 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その10）
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、2021.3.24 発行
<https://www.mhlw.go.jp/content/000758785.pdf>
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対する出生後早期の新生児への対応について第4版
日本新生児成育医学会、2020.10.19 発行
<http://jsnhd.or.jp/pdf/20201019COVID-19.pdf>
- (4) 森岡一朗ら、新型コロナウイルス感染（疑い）の妊婦から出生した 新生児の診療・管理体制に関する調査（要約）
日本小児科学会雑誌、125 巻 5 号 844～845、2021
https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20210322_shinseiji_covid19_hokoku.pdf